

医療福祉機器開発等支援「NRW州・タイ王国連携型」補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 本県が医療関連産業分野において連携強化の覚書を締結しているドイツ・ノルトライン＝ヴェストファーレン州（以下「NRW州」という。）又はタイ王国との企業間連携を促進することを目的として、NRW州又はタイ王国企業等が連携して行う事業及びそれを推進する事業を行う県内企業等に対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の対象)

第2条 当補助金は、次の各号に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う事業者（以下「補助事業者」という。）に対して交付する。

- 1 医療機器・福祉機器・医療福祉機器構成部品の開発（共同研究開発枠）
当項における補助事業者は以下の各号を全て満たす者とする。
 - 1 NRW州又はタイ王国企業等とともに、医療機器・福祉機器・医療福祉機器構成部品（以下「医療機器等」という。）の事業化に向けて行う共同研究及び開発を行う企業等。
 - 2 福島県内に本社もしくは製造拠点を有する企業等で、医療機器・福祉機器・医療機器福祉機器の構成部品の製造及び納入歴がある企業等。
 - 3 共同研究開発先となるNRW州又はタイ王国企業等と既に連携連絡を取れる体制を敷いている企業等。
- 2 前項の事業を行ううえで必要となる市場調査（市場調査枠）
当項における補助事業者は以下の各号を全て満たす者とする。
 - 1 医療機器等関連分野の事業を営むNRW州又はタイ王国企業群の調査を行う企業等。
 - 2 福島県内に本社もしくは製造拠点を有する企業等。
 - 3 当市場調査を円滑かつ確実に進めるための具体的な手法を示すことが出来る企業等。

(補助の対象及び補助額)

第3条 当補助金は、補助事業者が補助事業を行う場合に、当該補助事業に要する別表1に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）について交付するものとし、その額や補助率は別表2に掲げるとおりとする。

(申請書の様式)

第4条 規則第4条第1項の申請書は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

(補助金の交付条件)

第5条 規則第6条第1項第1号に規定する別に定める軽微な変更とは、別表第1に掲げる各経費区分相互間において、いずれか低い額の20%以内の変更である場合をいう。

(変更の承認申請)

第6条 規則第6条第1項及び第2項の規定に基づき知事の承認を受けようとする場合は、医療福祉機器開発等支援「NRW州連携型」補助金事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

(事故等の報告)

第7条 規則第6条第1項第3号に規定する報告は、医療福祉機器開発等支援「NRW州・タイ王国連携型」補助金事故報告書（様式第3号）によるものとする。

(申請を取り下げることができる期日)

第8条 規則第8条第1項に規定する別に定める期日は、交付決定の通知を受理した日から起算して10日を経過した日とする。

(概算払)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、概算払の方法により補助金の交付をすることができる。

2 前項の規定に基づき当補助金の概算払を受けようとするときは、医療福祉機器開発等支援「NRW州・タイ王国連携型」補助金概算払請求書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 規則第11条の規定による状況報告は、知事が求めた場合、医療福祉機器開発等支援「NRW州・タイ王国連携型」補助金事業実施状況報告書(様式第5号)により、速やかに行わなければならない。

(完了報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに医療福祉機器開発等支援「NRW州・タイ王国連携型」補助金事業完了報告書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、医療福祉機器開発等支援「NRW州・タイ王国連携型」補助金事業実績報告書(様式第7号)を事業完了の日(事業廃止について知事の承認を受けた場合においては、承認を受けた日)から起算して10日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日(補助金を全額概算払により交付を受けた場合には、当該年度の翌年度の3月10日)のいずれか早い日までに行わなければならない。

(補助金の交付の請求)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに医療福祉機器開発等支援「NRW州・タイ王国連携型」補助金交付請求書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。ただし、全額概算払により補助金の交付を受けた場合は、この限りではない。

(財産の処分の制限)

第14条 規則第18条第1項ただし書に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間とする。

2 規則第18条第1項第2号及び第3号に規定する別に定めるものは、取得価格または効用の増加価格が50万円以上の機械、器具、その他の備品(以下「備品等」という。)とする。

3 補助事業者は、補助事業により備品等を取得し、又は備品等の効用が増加したときは、取得財産等管理台帳兼取得財産等明細書(様式第9号)を記帳整理し、これを保管しなければならない。

4 補助事業者は、補助事業が完了した後も補助事業により取得した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

5 補助事業者は、規則第18条第1項の規定により財産の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ取得財産処分承認申請書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

6 知事は、前項の承認に係る財産を処分したことにより補助事業者に収入があったときは、

その収入に相当する額の全部又は一部を県に納入させることがある。

(会計帳簿の整備等)

第15条 補助事業者は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第16条 補助事業者は、規則第4条第1項の規定に基づき補助金の申請をするに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税額及び地方消費税額の額の確定に伴う報告書（様式第11号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じることができる。

(実施結果の事業化及び報告)

第18条 補助事業者は、補助事業の成果の事業化に努力しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間（補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度については、補助事業実施年度を含む）の事業化状況について、医療福祉機器開発等支援「NRW州・タイ王国連携型」補助金に係る事業化状況報告書（第12号様式）を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の報告をした場合において、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(産業財産権等に関する届出)

第19条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、前条第2項の事業化状況報告書にその旨を記載しなければならない。

(成果の発表等)

第20条 知事は、補助事業が完了したときは、補助事業者にその成果を発表させることができる。

2 知事は、補助事業者に対し、補助事業に基づき取得した成果の利用について指示することができる。ただし、特許出願に係る成果の利用指示は、特許法（昭和34年法律第121号）第64条の規定に基づく出願公開後に行うものである。

(収益納付)

第21条 知事は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業を実施した補助事業者が産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与により収益が生じたと認めたときは補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

(書類の提出)

第22条 この補助金に関して知事に提出する書類は、正副1部とする。

(補則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1

1 共同研究開発枠

経費区分	内 容
1 謝金	外部の専門知識の提供等を得たものに対する謝礼 なお、諸謝金の単価は、企業の規定によるが、業務の内容に応じた常識的な範囲とし、それに基づき支出するものとする。
2 旅費	外部の専門知識の提供等を受ける講師等の旅費実費及び補助事業者や連携先企業の出張旅費 なお、旅費の支出に関しては企業の規定によるが、航空機についてはエコノミークラスのみを対象とする。また、出張等の承認、出張依頼の書面及び出張報告書を作成すること。
3 事務経費	補助事業を行うために必要な直接必要な資料作成代、コピー代、通信・運搬経費（通信運搬費、印刷製本費、使用料及び賃借料）
4 消耗品費	補助事業を実施するために直接必要な消耗品費 なお、単年度で消耗してしまうものもしくは税込10万円以下のものをいう。
5 原材料費	補助事業を実施するために直接必要な原材料費
6 機械装置費	補助事業を実施するために直接必要な機械装置の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
7 工具器具費	補助事業を実施するうえで直接必要な機械装置を製作するために必要な工具器具備品（木型、金型を含み、耐用年数1年以内のものを除く。）の購入、試作、改良、据付、借用又は修繕に要する経費
8 外注加工費	外注加工に要する経費
9 直接人件費	補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
10 委託費	補助事業を実施するに当たり、委託業務が発生する場合の経費 なお、委託を行う際には委託契約書を作成し、知的財産権等の秘密の保持等について規定すること。
11 その他	その他知事が認めるもの

2 市場調査枠

経費区分	内 容
1 旅費	外部の専門知識の提供等を受ける講師等の旅費実費及び補助事業者や連携先企業の出張旅費 なお、旅費の支出に関しては企業の規定によるが、航空機についてはエコノミークラスのみを対象とする。また、出張等の承認、出張依頼の書面及び出張報告書を作成すること。
2 事務経費	補助事業を行うために必要な直接必要な資料作成代、コピー代、通信・運搬経費（通信運搬費、印刷製本費、使用料及び賃借料）

3 消耗品費	単年度で消耗してしまうものもしくは税込10万円以下のもの
4 委託費	補助事業を実施するに当たり、委託業務が発生する場合の経費 なお、委託を行う際には委託契約書を作成し、知的財産権等の秘密の保持等について規定すること。
5 直接人件費	補助事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費
6 その他	その他知事が認めるもの

注1 次に掲げるものに該当する経費は、補助対象経費とはならない。

- (1) 他からの転用が可能と認められる機械装置等
- (2) 対象となる事業の終了後、当該事業に係る事業化以外に容易に他への転用が可能と認められる構築物等
- (3) 使用実績の把握が困難な材料等

別表2

申請枠	補助額（上限）	補助率
共同研究開発枠	2,800千円の範囲内で 知事が定める額	定額
市場調査枠	1,400千円の範囲内で 知事が定める額	定額